

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例

逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、服務等について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条は、消防組織法の定めにより非常勤の消防団員の定員、任用、服務等に関する必要事項は大和市条例で定めることを規定しています。

消防団員は地方公務員法第3条の定めにより非常勤特別職の地方公務員と位置づけられており、日常は、各人の生業に従事しながら、必要の都度招集され消防活動に従事します。

(定員)

第2条 団員の定員は、250人とする。

【解説】

団員数は、消防団の管理する動力ポンプの操作に必要な人員と、大規模災害時における住民の避難誘導に必要な人員に、地域における実情等を勘案して定めています。

(任命)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て任命する。

- (1) 本市に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅実で、かつ、身体強健な者

【解説】

本条は、消防団員の任命権の所在を規定しています。

団長の任命が消防団の推薦に基づくのは、消防団の統率や活動に支障をきたさないためです。

団長以外の団員は、大和市長の承認を得て団長が任命します。

任命要件は次のとおりです。

- ・大和市に居住、又は勤務している者
- ・年齢が18歳以上である者

- ・団員は心身が健康でなくてはならない。

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 居住地を離れて生活することを常とする期間が6月以上の長期にわたる者

【解説】

本条は、団員として任命することができない要件を規定しています。

- ・刑法上に基づく禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・団員が職務上の義務に違反し懲戒処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- ・6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員として必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 本市に居住し、又は勤務しなくなったとき。

【解説】

本条は、団員が身分を失う事柄について定めたものである。職責を十分に果たすことができなくなった場合に、任命権者が該当する団員にその意に反して降任、免職等の不利益な処分を行うことができる。

<第1項関係>

- ・団員として勤務実績が悪い者

・精神的なものや身体的な故障により消防団活動に支障があり、その消防団活動に堪えられない場合。

・団員として必要な適格性を欠く者

・条例の定員の改正や廃止によるもの、又は予算の減少により過員が生じた場合。

<第2項関係>

・刑法上に基づく禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

・大和市から転居、又は勤務しなくなった者

(懲戒)

第6条 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

【解説】

消防団の規律と秩序を維持するための処分を規定しています。

処分とは、戒告、停職、免職の3種類であり、処分の決定は任命権者の裁量によって決定される。

・戒告処分とは、規律違反の責任を確認し、将来を戒める処分である。

・停職処分とは、一定の期間消防団の職務に従事させない処分である。

・免職処分とは、団員の身分を失わせる処分であり、退職報償金についても不利益を受ける。

<第1項関係>

・消防に関する法令や条令及び規則に違反したとき。

・職務上の義務や命令、規則などを守らず職務を怠ったとき。

・団員としてふさわしくない不正行為があったとき。

(準用規定)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、大和市職員の分限に関する条例(昭和31年大和町条例第3号)の規定を準用する。

【解説】

本条は、団員の分限及び懲戒等に関する処分の手続きは、大和市職員の分限に関する条例によることを規定しています。

(服務)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

【解説】

本条は、団員の任務は消防組織法第1条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする」と団員の任務が明確に示されております。

- ・団員の活動は、団長の命令により出動し職務に従事するものとされている。
- ・しかし、命令を受けない場合であっても火災等の災害に遭遇した場合は、直ちに災害活動を行わなければなりません。

第9条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の団員にあつては団長に、その旨を届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

【解説】

本条は、団員が大和市を離れる場合について規定しています。

- ・大和市を10日以上離れる場合、団長は市長に、団員は団長に届け出をしなければならない。
- ・また、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に大和市を離れることを禁止しています。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

【解説】

本条は、団員の職務上知り得た個人情報や秘密を守る義務について規定しています。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

【解説】

本条は、消防団の正常な運営を阻害したり、著しく消防団活動の機能を低下させる等の争議行為等の禁止を規定しています。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の具体的な運用については、規則で定める旨を規定しています。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大和市消防団条例(昭和32年大和町条例第11号)は廃止する。

附 則(昭和50年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第14号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第14号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第15号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第13号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第13号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第10号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 浪費に係る準禁治産者については、第4条の規定による改正後の大和市消防団員等の定員、任用、服務等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第20号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

- 2 大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年大和市条例28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和4年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例第12条に規定する職務に従事した場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第68号の規定は、施行日以後に水火災若しくは地震等の災害に出動し、又は警戒、訓練等に従事した場合について適用する。

【解説】

この条例は、昭和41年3月28日に公布され施行されましたが、その後何度かの改正を経て現在に至っています。